



マネージメント・レター No.18

平成 27 年度税制改正（法人税・消費税編）

平成 27 年 1 月 14 日に平成 27 年度税制改正大綱が閣議決定されました。平成 27 年度税制改正大綱の内容としましては、法人税では「法人税率の引き下げ」「外形標準課税の課税強化」「欠損金繰越控除を制限」「受取配当の益金不算入の縮小」「雇用者給与等支給額増加税額控除の拡充」消費税では「消費税率の引上げの延期」などが盛り込まれ、資本金 1 億円以下の中小企業にとっても影響の大きな改正が予定されております。また資産税では「事業用資産の買換えの一部圧縮率縮小」「非上場株式等の贈与税の納税猶予制度の改正」「住宅取得等資金贈与の非課税特例の拡充・延長」「結婚・子育て費用の一括贈与非課税制度の創設」など、経営者や資産家にとって影響の大きな改正があります。まず今回は法人税・消費税の改正概要について下記にご紹介させていただきます。

1. 法人税の引き下げ

(1) 基本税率の引下げ

普通法人の法人税率が 23.9%（現行 25.5%）に引き下げられます。大企業は一律減税となり中小企業は所得金額 800 万円超の部分が減税となります。公益法人等は影響がありません。

適用関係→平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度について適用されます。

(2) 中小企業等の軽減税率の特例

中小企業及び公益法人等を対象とする軽減税率の特例（年所得金額 800 万円以下は 15%）の適用期限は 2 年延長されます。

適用関係→平成 29 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度に適用されます。

(3) 法人事業税の見直し→外形標準課税の拡大

大企業向けの法人事業税所得割（地方法人特別税を含む）は、現行 7.2%の標準税率が、平成 27 年度は 6.0%、平成 28 年度は 4.8%へ引き下げられます。その一方で、法人事業税の付加価値割を現行の 0.48%から、平成 27 年度は 0.72%、平成 28 年度は 0.96%へと引き上げられ、法人事業税に占める外形標準課税の割合を現在の 1/4 から 1/2 へと高めていきます。

(4) 法人実効税率の引下げ

(1) と (3) の結果、国・地方を通じた法人実効税率（現行 34.62%）は、平成 27 年度に 32.11%（▲2.51%）、平成 28 年度に 31.33%（▲3.29%）となります。

2 欠損金の繰越控除制度の見直し

(1) 控除限度額の段階的縮小

大企業（青色申告法人）を対象とする欠損金の繰越制限について、その控除限度額を、現行の所得の80%から平成27年度は所得の65%、平成29年度は所得の50%と段階的に縮小していきます。適用関係→平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する繰越控除をする事業年度は所得の65%、平成29年4月1日以後に開始する繰越控除をする事業年度は所得の50%に適用されます。

(2) 欠損金の繰越期間の延長

中小企業を含むすべての青色申告法人を対象に欠損金の繰越期間が現行の9年から10年に延長されます。これに伴い、①帳簿書類の保存期間が9年から10年に延長されるほか、法人税の欠損金額に係る②更正の期間制限及び③更正の請求の期間もそれぞれ9年から10年に延長されます。

適用関係→平成29年4月1日以後に開始する事業年度において生じた欠損金額について適用されます。

3 受取配当の益金不算入の縮小

現行	完全子法人株式等（株式等保有割合100%）	不算入割合→100分の100
	関係法人株式等（株式等保有割合25%以上）	不算入割合→100分の100
	上記以外の株式等	不算入割合→100分の50
改正	完全子法人株式等（株式等保有割合100%）	不算入割合→100分の100
	関連法人株式等（株式等保有割合3分の1超）	不算入割合→100分の100
	その他の株式等	不算入割合→100分の50
	非支配目的株式等（株式等保有割合5%以下）	不算入割合→100分の20

4 所得拡大促進税制の要件緩和

雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度（所得拡大促進税制）における雇用者給与等支給増加割合の要件が次のように見直されます。

中小企業者等→平成28年4月1日以後に開始する適用年度について5%以上→3%以上に引き下げられます。

大企業 →平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する適用年度について5%以上→4%以上に引き下げられます。

適用関係→平成28年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。

5 消費税関係

消費税率（国税・地方税）10%への引上げが平成27年10月1日に予定されていましたが、平成26年4月1日の8%への引上げ以降は景気低迷が続いた為、26年11月時点で10%への引上げを1年半延期することが発表されました。

適用関係→消費税の引上げの施行日は平成29年4月1日に延期されました。

所得・資産税関連の改正につきましては、次回のマネージメントレターで紹介をさせていただきます。